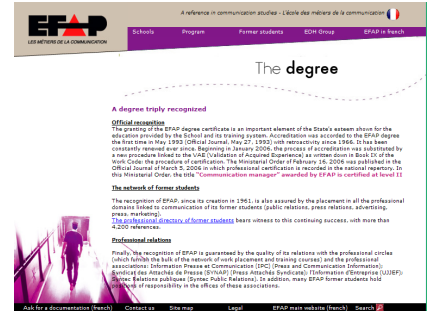


EFAP の学位について

学位の発行を認められているということは、EFAP の教育がその訓練システムも含めて政府からの高い評価を得られていることを示す一つの重要な証です。EFAP の学位は 1993 年の 5 月（1993 年 5 月 27 日付けの官報）に 1966 年にまで遡って公的に認証されました。それ以来、継続的に認証を受け続けています。また、2006 年 1 月から始まった VAE と連動した新たな認証プロセスにおいても、EFAP の “Responsible de communication” はレベル II に相当すると公式に認められています（2006 年 2 月 16 日の省令：2006 年 3 月 5 日付け官報にて公布）。

1961 年の創立以来、EFAP は広報、プレスリリース、広告、プレス、マーケティングなど、コミュニケーションに関するあらゆる分野に卒業生たちを輩出している実績によって認知を広げてきました。卒業生就職先は 4,200 以上にのぼり、今後さらに評価が上がることでしょう。

EFAP は、IPC (Information Presse et Communication)、SYNAP (Syndicat des Attachés de Presse)、UJJEF (l'Information d'Entreprise)、Syntec Relations publiques といった協会や業界団体との緊密な関係を築いています。このことによって、EFAP の認知はより確かなものとみなされています。また、EFAP の卒業生の多くがこうした組織で責任ある立場に就いています。

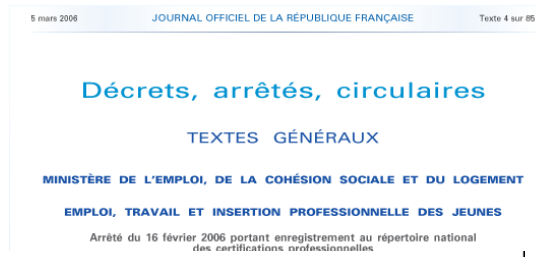


※EFAP 本校の web サイトより

2006 年 3 月 5 日付 フランス共和国 官報
政令、法令、通達

労働省、労働・社会・連帯省、住宅省 一雇用、仕事、若者の専門職化
国家が認める職業証明目録の教育機関について通達する 2006 年 2 月 16 日の法令

下記は国家が認める職業証明目録に登録された教育機関について、専門課程、レベル、期間の項目を記すものである。



5 mars 2006 JOURNAL OFFICIEL DE LA RÉPUBLIQUE FRANÇAISE Texte 4 sur 85

NIVEAU (レベル)	INTITULÉ DE LA CERTIFICATION professionnelle (職業能力タイトル)	CODE NSF (NSF コード)	DURÉE (期間)	ORGANISME DELIVRANT la certification professionnelle (職業訓練機関名)
II	Conseiller en droit rural et économie agricole.	313 n	5 ans	Institut des hautes études de droit rural et d'économie agricole (IHEDREA).
II	Agent général d'assurances.	313 p	5 ans	AXA France.
II	Responsable de la gestion du personnel et de l'emploi.	315 p	5 ans	Groupe institut de gestion sociale (IGS), institut de gestion sociale (IGS).
II	Responsable de communication.	320 p	5 ans	Ecole française des attachés de presse et des professionnels de la communication (EFAP), groupe EDH.
II	Adjoint à la production d'œuvres cinématographiques et audiovisuelles.	323 v	5 ans	Académie internationale des arts, Ecole supérieure libre d'études cinématographiques (ESEC).

職業能力、技能度の水準	学校教育の水準と資格
職業能力 I または II グランゼコール免状等を所有しているもの 大学の第 2 期課程 (学士、修士)、 第 3 課程 (博士) の免状等を所有しているもの	第 3 課程博士 (DEA) 高等教育専門研究免状 (DESS) 修士 (Maitrise) 学士 (Licencie)
職業能力 III バカロレア取得後、2 年間高等教育をおさめ、 所要の免状等を所有しているもの	大学 1 期免状 (DUEG) 上級技術者免状 (BTS) 技術短大免状 (DUT)
職業能力 IV バカロレア取得、または大学が短大に 在学したが資格を得ていないもの	普通バカロレア (BacGe) 技術バカロレア (BacT) 職業バカロレア (BacP)
職業能力 V 職業リセを修了し所要の免状等を所有しているもの	職業適格証 (CAP) 職業教育免状 (BEP)
—	初等教育修了証 (CEP) と同等な免状 中等教育前期課程修了免状 (BEPC)

(『フランスの労働事情』1990 年 p208 / 2001 年 p187 および『専門高校の国際比較 - 日欧米の比較 -』P38 を参考に独立行政法人労働政策研究・研修機構が作成)

フランス共和国における職業能力水準について
独立行政法人労働政策研究・研修機構の web サイトより抜粋

フランスでは、労働協約や企業協定を通じて資格取得者に一定の賃金水準の保障が図られており、学校体系に応じて段階的な資格の体系が整備されている (表 1)。各職業教育訓練を通して取得した資格に応じて、就業可能な職業の範囲が明瞭に区分されており、最低でも職業適格証 (CAP)、職業教育免状 (BEP) を取得しなければ職に就くことはできないとされる。取得した資格や学位水準が就職、そして将来の社会的地位の大部分を決定すると言っても過言ではない。フランスは学歴社会であると同時に資格社会なのである。

(中略)

また、大学における技術・職業教育の充実も進められている。いわゆる「エリート」と呼ばれる者のみが進学を許されるグランゼコールに比肩する水準の専門教育の実現を目指し、大学付設職業教育センター (IUP) が、全国の主要大学に 1991 年度から設置された。同センターでは、企業の要求に即した人材の育成を目指し、工学、商学、一般行政、財務管理、情報・コミュニケーションの 5 専攻を設置し、いずれも全教育期間の 3 分の 1 を企業実習にあてている。修了者は「高度技術者マスター」の免状が授与される。これは大学 4 年修了で取得できる免状と同格であり、より実務の修得を重視した免状である。また、中級技術者養成を目的とした 2 年制の大学付設課程である IUT (技術短期大学部) や STS (中級技術者養成課程) に、第 3 学年の課程が新設され、従来よりも高い水準の資格を授与することが可能となった。